

# 重 要

## ◆お知らせ：千葉家庭裁判所の「自薦」後見人等候補者の取り扱いについて

千葉家庭裁判所から専門職後見人（社会福祉士・弁護士・司法書士）の「後見人等候補者事情説明書」（別紙参照）の取り扱いについて、周知の要請がありましたのでご連絡します。

成年後見制度を利用するにあたり、申立人（市町村を含む）が家庭裁判所に申立書類を提出する際、ばあとなあ千葉会員登録の方が「後見人等推薦候補者」として、ご自身を候補者として指定（「自薦」扱い）する場合は「後見人等候補者事情説明書」の提出が必要になりました。

このため、候補者ご自身で「後見人等候補者事情説明書」を作成していただき申立書類に添付することになります。

今般の成年後見制度利用促進基本計画における身上保護の重視にともない、「後見人等候補者事情説明書」の見直しがおこなわれ 2019 年 3 月半ばから後見事務の方針等を具体的に記入することになりました。

なお、市町村が申立をするにあたり、申立書類の作成時に（事前にばあとなあ千葉へ）後見人等の候補者推薦依頼のケースがあります。この場合、コーディネート部会から会員の皆様に受任可否の打診をしますが、ご紹介した事件を受任された方は、「自薦」扱いとなり）申立をおこなう自治体か当該家庭裁判所のいずれかに「後見人等候補者事情説明書」のご提出が必要になります。

※提出書類の具体的な提出先や時期については、各市町村や各家庭裁判所等により扱いが異なる可能性がありますので、「自薦」扱いの場合については各家庭裁判所や各市町村からの指示に従ってご対応ください。なお、コーディネート部会にて事前に把握できる場合は受任の打診する際にご連絡いたします。